

阪神港長への申請手続きについて

緊急事態宣言が解除されたものの、新型コロナウイルスへの感染を防止していくことに変わりなく、阪神港長への各種申請手続きは、緊急事態宣言時と同様の措置を当面の間継続することとしましたので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、疑義がある場合などは、下の連絡先へご相談ください。

1 受付時間

月～金 08:30～12:00、13:00～16:30（従来通り）

2 手続き

(1) 次の各種手続きについて

入出港届 係留施設使用届 停泊場所指定願 危険物荷役（運搬）許可申請書 修繕届 入出渠届 進水届 接近接舷許可申請書

ア 受付時間内での電子（NACCS）申請を、原則とします。

電子（NACCS）申請が困難な場合、事前連絡のうえ、申請書をメールで送信してください。（新規・変更とも）

※ メール送信の際は、必ず電話連絡をしてください。

※ メールに連絡先（電話番号・担当者名）を記載してください。

イ 急遽、夜間や休祭日に申請が必要な場合、事前連絡のうえ、電子（NACCS）又はメールで送信してください。（新規・変更とも）

※ 急な変更・オーダー要請があったものに限りです。

※ 電子申請及びメール送信の際は、必ず電話連絡をしてください。

※ メール送信の際は、連絡先（電話番号・担当者名）を記載してください。

(2) 次の各種手続きについて

**工事許可申請 作業許可申請 行事許可申請（いずれも港則法）
海上作業許可 海上作業届（いずれも海上交通安全法）**

ウ 事務担当者が申請内容をお聞きして、窓口申請、メール送信のいずれかに振り分けますので、まずは、電話連絡してください。

電話連絡は、急を要するものでない限り、受付時間内にしてください。

エ メール送信の際は、送信後に、電話連絡してください。

※ メールに連絡先（電話番号・担当者名）を記載してください。

※ メール送信後に当方から手続きが完了した旨の連絡を受けた後、申請書・届出書（本紙）の郵送をしてください。

3 連絡先 神戸海上保安部航行安全課

- 各種許可等の申請について（第一海務係） 078-331-6743
- 工事・作業等の申請について（第二海務係） 078-321-1765
- メール送信先（全て半角英数字） jcg5kobekoko2-2v6x@mlit.go.jp